

[事案 2023-331] 年金受取方法変更請求

・令和 6 年 12 月 24 日 裁定終了

<事案の概要>

円建てで受取済みの年金を、第 1 回から遡ってドル建てで支払い直すことを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 17 年 8 月に契約した米ドル建て個人年金保険について、以下等の理由により、円建ての銀行口座で受け取った年金を、ドル建てで支払い直してほしい。

- (1) 募集人から、満期になった年金を受け取るためには、「ドル貨の通帳（口座）」が必要である旨の説明を受けたため、ドル建ての銀行口座を新規開設した。
- (2) 募集人の同席のもと、新たに作った通帳を見てもらいながら、受取方法等申出書を作成した。自分は誤って円建ての銀行口座情報を記入したが、募集人も気が付かなかった。
- (3) 手違いで円建ての口座情報を登録したとしても、ドル建て口座ではないのだから、年金を受け取るためにはドル建て口座が必要であると説明した保険会社がドル建て口座の記入がないことに気付き、書類の訂正を求めるべきであった。
- (4) 結局、年金は円貨で円建ての口座に支払われており、年金を円貨で受け取れるのであれば、ドル建ての銀行口座を作るように指示したことがおかしい。
- (5) 保険会社は、自分に対して受取方法等申出書に記入した文字が自分の筆跡であることを確認し、最終的に自分のミスであると判断したが、自分は年金受取に必要なことは全て募集人の指示に従って行った。指示どおりに書類を書いたにもかかわらず、責任を全て自分に負わせるのは不当である。
- (6) 受け取った円貨の年金は、全て振り込まれたまま銀行口座に預けてあるのでこれをそのまま返金する。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人から受取方法等申出書を受理したが、本契約は既に年金開始日を経過していたため、円貨での一括受取や年金受取の指定はできなかった。そのため、申立人にドル建て口座を開設してもらい、その上で改めて受取方法等申出書に送金口座を記入したものを提出してもらった。
- (2) 当社は、毎年 1 回、本契約の年金をドル建てで支払い済みであり、送金先銀行が申立人にも当社にも確認することなく円に転換して入金処理したものであるので、これは申立人と送金先銀行の間の問題である。
- (3) 申立人は、結果的に円貨で年金を受領できたことをもって、当社が米ドル建て口座を開設するよう指示したことがおかしい旨の主張をしているが、同手続は約款上必要な手続であった。
- (4) 募集人は、申立人が米ドル建て口座を開設する際に、同時に円建て口座も開設したことを知らなかったため、申立人から、新しく開設した米ドル建て口座だとして提示された通帳にもとづき記入の案内を行った。
- (5) 申立人に対し、申立人が送金先銀行に申し出て、同銀行が当社に米ドル建ての年金相当額

を返還してもらえれば、改めて米ドル建てで年金を送金する旨の提案をしたが、申立人は自分に責任はない旨を主張してかかる提案に応じなかった。

＜裁定の概要＞

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人が受取方法等申出書を保険会社に提出したときの状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。